

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計 基準同注解」改訂（案）の概要

I 背景等

国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスに伴う企業会計基準の改正を受け、独立行政法人会計基準におけるその適用について検討を行ってきたところである。

また、独立行政法人の保有する固定資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された資産以外の償却資産に係る減損処理に関して、減損が独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものである場合には損益計算には含まれず、資本剰余金の控除項目として計上されるため投下資本の回収計算上不整合が生じることとなっていた。

II 主な改訂項目（案）

1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に係る会計処理
2. 固定資産の減損額の会計処理の見直し